

生活保護は生命を支える最後の手段

熊本市 放射線技師 長谷川 博

全日本民医連では今年2月から3月にかけて生活保護受給者調査をした。43県から1400以上の事例が寄せられ、その結果が「いつでも元気」6月号に載っているが、その実態は食費1日1000円未満が約半数だ、これは一食300円ちょっとで生命を維持しなければならない。受給開始年齢は50代から70代が多く、50代といえばまだ働き盛り、それが増えているのは失業や倒産が受給のきっかけだという。

最近では仕事に就けず学費などの奨学金返済が出来ない若者が増えている。仕事に就いても景気動向で途中で放り出され、日本独特の雇用形態だった終身雇用や年功序列という言葉は既になくなってしまい、高校生や大学生から現役労働者の間に就業や失業の不安が渦巻いている。

私の娘は短大を卒業後、ハローワークで郵便局のパートの仕事を見つけ働いた。週3回でも仕事があることを誇りに出かけたが、手取り6、7万円。年間80万あるかないか。それでも親元から通うので食費や居住費もいらないのでなんとかやりくりしていた。こんな生活が娘の周囲に多く、正職員の採用はほんのわずかだ。

そのような労働環境のなか最近は限定正社員という解雇しやすい制度に、あわせて年金制度は支給開始年齢を68歳まで延長する話が、かってに進んでいる。経済事情ではあつという間に失業者が増える仕組みで、年金も手に出来ない労働者が増え、生活困窮者が作られる。

健康成人でこうなのだから、病気がちな人や高齢者にまともな仕事は少ない。収入がなく困窮を極めたときに活用できるのが生活保護だ。生活保護法は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という憲法25条に基づいて国が困窮する国民に対しての保護を行って、最低限の生活を保障しその自立を助長することを目的としたものである。

その生活保護について最近不正受給として、あるタレントをターゲットにマスコミが過剰報道したが、実際の不正受給（金額）は全国で0.5%程度と言われている。その一部を取り上げ生活保護法改正案が6月4日衆議院で可決された。

当初の案では資産、収入をきちんと出しての書面申請とされ、書類が揃うまでには受け付けないとしたが、本当に困窮する人への実質的な門前払いの役目をはたすと批判された。それを受け申請だけは口頭でもできると風当たりを避けたようだ。だが法の内容は依然として厳しい。

また核家族化で親族との関係が希薄な時代に「補足制の原理」（=親族にお金を出してもらうなど）を厳格適用する時代錯誤もあって、申請を複雑にして申請自体を困難にさせている。まさに生活困窮者の生命を絶つように仕向けるような法律に変えようというものであり、緊急対応出来ない生活保護は“救える生命さえ奪ってしまう”ものに変わることに違いはない。

私が福祉を学んでいた頃、ある市で実習し、市のケースワーカーと担当地域を回った。訪問先では、体調はどうか、困っていることはないか。仕事に就けないか、とチェックしていった。そんな担当ケースワーカーを増員し就労支援に力を入れていくことが重要であり、逆に関係予算を振り向けるべきだが、国はこれから3年間で生活保護費6.5%下げる計画を出した。国は誰のための政治をしているのだろう。

